

1. 開会 深浦会長	それでは、若干定刻より早いですが、出席予定の方がお揃いということですので、ただいまより「令和6年度第5回長崎地方最低賃金審議会」を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、また早い時間帯にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。 では、事務局より委員の出欠状況につきまして、ご報告をお願いいたします。
池田指導官	ご報告します。 現在、委員総数15名のうち、全員15名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づきまして、審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。
2. 会長挨拶 深浦会長	ありがとうございました。 改めまして皆様おはようございます。 本日は、8月16日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に対しまして、3件の異議申出書、それぞれ「長崎県労働組合総連合」並びに「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」それから「日本民主青年同盟長崎県委員会」から異議申出書の提出がございましたので、これらの取扱いについての審議これが第一点、それから前回第4回本審に引き続きまして、改めて特定最低賃金3業種の改正の必要性について審議をいたしまして、本日できれば結論を得て答申するまでを予定しております。 皆様の円滑な議事進行に、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。
3. 議題 （1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 深浦会長	それでは、早速議事に入ります。 最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございますので、事務局から異議申出の内容等について、説明をお願いいたします。

山本室長	おはようございます、よろしくお願いします。 まず、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、令和6年8月29日に、厚生労働省からプレスリリースがされておりますので、参考までにご紹介させていただきます。 資料No.1の1ページをご覧くださいと思います。 この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況につきまして、まとめられた資料となっております。 答申のポイントは、プレスリリースに記載されているとおりで、47都道府県で、50円～84円の引上げ、引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県。 改定額の全国加重平均額は1,055円、昨年度1,004円。 全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まった以降で最高額1,163円に対する最低額951円の比率は81.8%、昨年度は80.2%。 なお、この比率は10年連続の改善。 次の2ページには、各都道府県における答申状況について記載されております。 資料の説明については以上です。 次に、長崎県最低賃金の改正につきましては、8月16日に「55円引き上げて、1時間953円とする。」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を、昨日9月2日まで行ったところ、「長崎県労働組合総連合」、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「日本民主青年同盟長崎県委員会」から長崎労働局長あて、「異議申出書」が提出されております。 お配りしております資料No.2－1から2－3、5ページから「異議申出書」添付しております。 それでは、それぞれの異議申出の要旨につきまして、簡単にご説明させていただきます。 「長崎県労働組合総連合」からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、さらに大きく引き上げてください。」というものになります。 その理由としまして、①示された額では「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。生計費についてのきちんとした議論が不足していると考えざるを得ません。 ②長崎県労連は長崎県内において労働者が「健康で文化的な最低限度
------	--

の生活」を営むために必要な生計費について、2019年最低生計費試算調査を実施し、若年単身者の試算結果について、その後の物価上昇やコロナ後のライフスタイルの変化等を考慮した改定を今年7月に行いました。その内容は、男性で月252,099円、女性で254,263円という金額になっています。今回の答申の時給953円では、月173.8時間働いても16万5千円余にしかありません。私たちが出した試算とは大きな開きがあります。

③労働者の生計費を考慮するに当たって、物価上昇の影響を詳しく分析することが重要であることは当然ですが、憲法や最低賃金法が謳っている「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができる生計費の水準についてももしっかり議論することが必要だと考えます。月173.8時間働いても16万5千円余にしかならない時給953円という金額は、生計費の水準について、もっともしっかり議論が不足していると考えざるを得ません。」といった内容になっております。

次に「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」からの異議の内容についてになります。

「長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに不服です。中央審議会目安に対して5円の上乗せは、私たち郵政ユニオンが求めた13円以上の上乗せに遠く及びません。最低賃金近傍で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、さらに大きく引き上げてください。」

その理由としましては、①郵便局の内務に多い7時間雇用勤務社員の場合、郵政最賃は答申どおりだと60円の引き上げで給与は9,030円の増加にとどまります。しかし、長崎県が13円上乗せしたら70円上がり月に10,535円となります。月に1万円以上給与が上がる、今の生活が少しは改善される、そんなインパクトのある最低賃金アップとなるよう13円以上の上乗せを求めます。

②最低生計調査で必要とされた男性252,099円、女性254,263円は8時間雇用の場合、最低賃金が1,500円あれば賄うことが出来ます。私たちはこの調査結果をもとに1,500円の最低賃金を求めています。1,500円になるためには、今回の引き上げペースだと11年もかかり、答申後の953円では到底納得できません。長崎県では、パート・アルバイト社員のみならず、零細企業では正社員も時給換算すると最低賃金近傍で働いている労働者が多くいます。全ての労働者が健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう最低賃金を大幅に引き上げるようにさらに努力されることを強く求めます。

③長崎では最低賃金審議会の議論において、毎年いくら引き上げるかという視点のみで議論しているように思います。今必要なのはいくら引き上げるかではなくいくら必要かの議論です。最低賃金の大幅な引き上

	げ、そして最低賃金を1,500円とするまでのプロセスを明らかにするように求めます。 といった内容になります。 最後に「日本民主青年同盟長崎県委員会」からの異議内容です。 1 長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに対して不服を申し立て、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。 2 県内の労働者や家族の生計費を確保する最低賃金水準、全国一律最低賃金制度、その実現を保障する中小企業支援策などについて議論を尽くすことを求めます。 その理由としては、物価高騰などが続く中で、55円の引き上げでは生活改善とはなりません。憲法第25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活の観点から見て、55円引き上げでは納得も安心も得られません。また、都道府県ごとの最低賃金の差は埋まっておらず、最低賃金の高い都市部への人口流出を食い止める力になっていないのではないのでしょうか。」 といった内容になります。 異議申出の内容につきましては、以上のとおりでございます。 なお、異議申出者の資格、異議の内容及び理由につきましては、その要件を具備していると認められるところでございますので、ただ今から、異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問をさせていただきたいと存じます。 会長並びに局長は、中央にお願いいたします。 <会長と局長が中央に移動> <局長が諮問文を読み上げ>
倉永局長	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問） 標記について、「長崎県労働組合総連合」「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「日本民主青年同盟長崎県委員会」から、別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 <局長から会長へ諮問文を手交>
山本室長	ただ今、諮問をさせていただきました「諮問文」の写しをお配りしますので、ご確認をいただければと思います。

	なお、諮問文の本文の中に「別添」とありますが、これは資料としてお配りしております「異議申出書」のことですので、割愛させていただきます。
深浦会長	カメラによる撮影は、一旦ここまでといたします。 事務局は報道機関の方にご説明をお願いします。
山本室長	申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影を、一旦ここまでとさせていただきます。 報道のカメラの方は、撮影を中止してください。 撮影可能となりましたら、また改めてご案内させていただきます。
深浦会長	ただ今、諮問を受けました「異議申出書」の内容につきまして、審議をさせていただきます。 「長崎県労働組合総連合」、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「日本民主青年同盟長崎県委員会」からの異議申出につきまして労使双方から、ご意見をお伺いしたいと思いますよろしくお願いします。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは、労働者側からお願いいたします。
種村委員	はい。異議申出書を拝見させていただきました。 当初より審議の前から申し出者からは同様のご意見はいただいておりますので、これを踏まえて審議をした結果だと考えておりますので、答申どおりでよろしいかと考えております。以上です。
深浦会長	その他の労働者側委員の方、よろしいですか。
労働者側委員	<意見等なし>
深浦会長	それでは、使側委員お願いいたします。
峯下委員	使用者側としてはですね。55円引上げて953円、非常に厳しい結果で答申されたという認識です。 中小企業の支払い能力を踏まえると非常に厳しいんですが、公労使で十分に真摯に議論を尽くしたということで、これ以上の再度の審議は不要と考えています。

深浦会長	その他ご意見はございませんでしょうか。
使用者側委員	<意見なし>
深浦会長	今お伺いしたところでは、今回3件の異議申出がございましたけれども、先日の参考人意見聴取の時にも、同様の内容でご意見を伺っております。 そういったことを踏まえた上で、公労使全会一致ではございませんでしたが、非常に慎重に真摯に審議をしたとの意見を得ております。 そのように労使からの了解は得られましたので、令和6年8月16日付け答申どおりの決定で適当であると考えますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは、当審議会の結論といたしましては、「令和6年8月16日付け答申どおり決定することが適当である。」といたします。 それでは、この内容で労働局長に対しまして、答申をすることといたします。 事務局は、答申案の準備をお願いします。 皆様は、しばらくお待ちください。 ここからは、再度カメラの撮影が可能です。 <答申案を各委員及び傍聴人へ配付>
深浦会長	それでは、お手元の答申案につきましてご確認ください。 8月16日付けの答申どおりで決定することが適当であるという結論になっております。 ご確認を了承いただければ、この内容で長崎労働局長に対し、答申いたしますけれどもよろしいでしょうか。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それでは答申をいたします。
山本室長	それでは、答申を行っていただきますので、会長並びに局長は中央にお願いいたします。

	<会長と局長が中央に移動> <会長が答申文を読み上げ>
深浦会長	長崎労働局長 倉永圭介殿、令和6年9月3日貴職より8月16日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」及び「日本民主青年同盟長崎県委員会」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、「令和6年8月16日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達しましたので、答申いたします。
	<会長から局長へ答申文を手交>
深浦会長	それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定につきまして、事務局から説明をお願いします。
山本室長	それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等についてご説明いたします。 本日、「令和6年8月16日付け答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきましたので、本日の審議会終了後、労働局長の改正手続きを経て、直ちに厚生労働本省に対し、長崎県最低賃金にかかる官報公示の事務処理を開始するよう依頼いたします。 これにより、9月12日の官報に公示され、30日間の公示期間を経た10月12日（土）に法定どおり発効する予定となります。 当局といたしましては、9月12日の官報掲載を確認した後、最低賃金改正について、記者クラブへ資料を配付して広報するとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内の地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲示依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。 以上でございます。
深浦会長	ただいま、異議申出に関しまして了承いただきまして、答申いたしました。 従いまして、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了したということになります。 従いまして、第2回本審で決定していただきましたとおり、本日をもって専門部会を廃止するということになります。

(2) 長崎県 特定（産業 別）最低賃 金改正の必 要性につい て 深浦会長	専門部会の委員の皆様方、非常に慎重な審議や真摯な議論をありがとうございました。 それでは、次の議題の「長崎県特定最低賃金改正の必要性」についての継続審議になっておりますけれども、そちらのほうに移りたいと思います。 なお、申し訳ございません。 再度、報道のカメラによる撮影は一旦ここまでとさせていただきます。
尾崎委員	では、「長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について」の審議を再開します。 前回の続きですね。①長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業②長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業③長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業以上の3業種の最低賃金の改正の必要性の有無について、労使双方から意見を述べていただきましたけれども、改めてご意見をそれぞれ伺いたいと思います。 では、労働者側からお願いいたします。 それでは、労側の船舶機械、はん用機械の主張をさせていただきたいと思います。 改めてになりますが、特定最低賃金につきましては、労働者の生活の安定といたしまして労働組合のない中小企業や、非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、産業内の賃金格差の是正するなどの役割を担っています。 そういう意味では、一人でも多く1円でも高く、賃金の底上げを実現することが求められていると考えています。 今年度も、基幹労連長崎県本部の中で協定を結んでおります11単組のうち、一部の10単組が企業内最低賃金を引上げることができました。 このことは、人材不足が頻発する中で人材の確保・定着について各労使が真摯に議論した結果だと受けて止めています。 この流れを未組織労働者に波及させ、労働の価値に相応しい水準を目指して取り組んでいく必要があると考えています。 その水準の担い手が、この特定最低賃金だと思います。

川田委員	繰り返しになりますが、産業の魅力向上・健全かつ持続的な発展の観点からも、引上げに向けた前向きな審議をお願いいたします。 私からは以上です。 はい、労側委員の川田です。 私のほうから、電機の主張を改めてさせていただければと思います。 前回と重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いします。 特定最低賃金ですけど、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的としております。 また、労使交渉の補完・代替機能を持っております。 賃金の不当な切り下げ、製品の買い叩きを防止するなど、事業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っております。 改めましてですけど、特定最低賃金は、都道府県内すべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢・業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金であって、地域別最低賃金より相対的に高い水準が求められております。 電機産業ですけど、我が国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額・出荷額等において他産業と比較して極めてポイントが高く、各地域経済における重要な役割を担っております。 また、電機産業は大手企業から零細企業まで、すそ野の広い産業構造になっているため事業の公正競争確保を図る上で、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠でございます。 そして電機産業はものづくり技術、情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化、脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されております。 産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引上げていくことが重要でございます。 併せて、ここ数年残念ながら「必要性あり」となっておりますけれども、ここ2年間で九州隣県の佐賀県、大分県、熊本県と比べまして2年前までは同水準でございましたけれど、現在30数円差が開いております。 前回より、使用者側委員の方からも、現在高い水準で雇用されているという意見もありましたけれども、逆に実態としましては、この差が各県の産業の競争力の大きな勝負の年と考えておりますので、直ちにこの九州各県との差を縮めていきたいと考えております。 是非とも真摯なご議論をお願いできればと思います。 以上です。
------	--

種村委員	労側委員の種村です。 重なる部分もあるかと思いますが、前回使用者側からご意見をいただいておりますので、その点を踏まえて意見を述べさせていただきます。 主に2点を主張されたと思います。 1点目は、実際に3業種の基幹的労働者は賃金が高く、最低賃金近傍となられる方はごくわずかな補助的業務の方々であると。 そういうわずかな労働者のために特定最低賃金をやるんですか、とのお尋ねだったと思います。 私どもとすれば、そういう労働者のためにもやるべきだと思います。 また使側はこれまでも同じような主張をされてきましたが、例えば総務や経理など一般的な業務をされている方に、特定最低賃金を適用する必要性はないということだったと思います。 この点については、日本の一般的企業では人事が職種・業務別になっておらず部門間で人事異動が頻繁に行われているため、賃金表も同一である場合が多い。 したがって部門により最低賃金の適用を実行するのは不合理であることから、総務や経理など一般的な業務をされている方も当然含まなければならないというふうになっていると理解しております。 一方で、清掃や片付けの業務に従事する労働者には適用されていません。 これは、制度として適用除外しているのではなく、それぞれの最低賃金を決定する際に、関係労使の協議により、基幹的労働者の範囲を決定した結果であるということを認識すべきであり、ごくわずかの補助的業務であることをもって審議の必要性はないという主張は成り立たないのではないかと考えます。 次に、経団連の報告から、特定最低賃金は地域別最低賃金より高い水準が必要と認められる場合に設定されるものであり、特定最低賃金の在り方や存続させる意義が揺らいでいるという、この点を引用されて、これが事実であるとおっしゃいました。 これについては、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っていた現状を踏まえた経団連独自の報告であり、考え方に過ぎず、特定最低賃金の在り方や存続させる意義が大きく揺らいでいるというのも使側がそう考えているにすぎないと考えています。 そもそも、現在の日本の最低賃金制度では、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最下限を保障するセーフティネットとしての役割を担い、一方、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完して、公正な
------	---

賃金設定に資する、あるいは、より高いレベルの公正競争を確保するという別の役割があるのであって、存続の意義がみられないという主張は必要性審議の場にはふさわしくないと思います。

むしろ、申し出を行った3業種が地域別最低賃金より高い水準が不要な環境であると使側が考えているのであれば、それを受け入れることはできませんが理解はできます。

改めて、審議の必要性がない理由をお示しいただきたいと思います。

その上で、この審議が最後になるかもしれませんので、しつこいようですが少しお話をさせていただきます。

それは、地域別最低賃金の際に使側が主張された価格転嫁が進んでいないという点が気になっています。

この事実は地域別最低賃金だけでなく特定最低賃金、すなわち、この3業種でもいえるわけです。

まさに、特定最低賃金の役割の一つが公正競争の確保であり、価格転嫁にも資するというふうに労側は考えています。

厳しい企業間競争の中で、企業がコストを切り捨てようとするのは当然であって、ただ一部の企業が不当に低い賃金を支払うようになれば、適正な賃金を支払っている企業に対し不当に有利な立場をとることになる。

産業における賃金の最低基準が設定されていれば、企業間の競争条件を同一にすることができるはずです。

仮に人件費引下げが際限なく進めば、賃金に限らず労働者の労働能力の劣化を招き、製品やサービスの安全をも脅かす事態になりかねない。

その場合、企業の存続すらなくなることを十分認識いただきたいと思います。

そもそも、賃金は労使が対等な立場で決定すべきものであり、これが公正な賃金の第一歩です。

使用者が一方的に賃金を決めている企業に対して、労使が交渉で決定した公正な賃金を波及させることが公正競争の確保につながるのであり、残念ながら労働組合のある職場が少ない現実があつて、特定最低賃金はその役割を果たすんだというふうに考えます。

以上を踏まえて改めて金額審議をお願いしたい。

その理由の大きな一つとしては、この必要性審議の場は当該産業労使が揃っているとはいえず、専門部会を設けて、より専門的な見地で金額審議をすべきだと考えます。

そして最後に会長にお願いですが、必要性審議においては全会一致が決まりだと思っています。

確かに一人でも必要性なしであれば、金額審議に移行できないのは承

	知していますし、昨年も使側の理解が得られなかったという状況で採決すら行われていません。 今回については是非とも採決をお願いしたい。 なぜなら、公益委員の判断も含めて全会一致であるということだし、是非とも公益委員の考えもお尋ねしたいという思いからであります。 以上です。
深浦会長	はい。いろいろご意見等がございました。 それでは、使側からお願いします。
峯下委員	使側委員の峯下です。 まず、特定最低賃金の状況ですけど、それを語る前に地域別最低賃金の大幅な賃上げが、ここ10年ですけど、300円近く200数十円上がっているのを考えると、特定最低賃金以前の問題で大幅な値上げ、使用者側としては非常に耐えがたい状況にあるというのがまずあります。 その上で、地域別最低賃金の大幅な値上げで、特定最低賃金のほうが追い付かれて、要は特定最低賃金との差異が意味をなしていない状況にあると理解しております。 次ですけど、最近は人手不足に絡めた話もございましたけれども、人手不足対策としても自衛的な賃上げを各企業さんがやらざるを得ない状況にありまして、その結果が春の賃上げになってという状況になります。 ひいては、3業種についても当然同じ状況でございまして、要は特定最低賃金をベースに人に集まって来てくださってという状況では全くございません。 逆に言うと、3業種については前回も申し上げましたけれども、業界としてどちらかというとネームバリューといいますか重みのある業種ですので、それ相応の賃金を払って人を集めるということをせざるを得ないという状況にあります。 従って、特定最低賃金適用者がどれだけいますかというところを読み合わせしましたけれども、その結果、母数が3,000名、4,000名規模で現状適用しているのは十数名という状況で、それが実態だということです。 経理とか業種の話、先ほどありましたけれども、やはり経理とかそういった業種の方にはそれ相応の賃金を払っている状況になります。4,000名規模、3,000名規模のうちの10名。 地域別最低賃金同様に、やっぱり、賃金に見合った内容のお仕事、どちらかというと技術系とかそういったレベルの比じゃない方々に、最低賃金に匹敵するような仕事になっているということを言わざるを得ないと思います。

吉野委員	最後に、特定最低賃金は、地域別最低賃金に対する優位性を出すものですが、この3業種については最低賃金云々という議論をするとそつちに目がいってしまうこともありますけれども、やはりこの3業種については世間一般よりも賃金が高いですよというアピールの仕方のほうが、特定最低賃金云々というよりも3業種については主要産業ということで、人手不足対策のために労働力を確保するという意味では、最低賃金に触れないような業界の在り方というか、イメージが大事なかなと思います。私からは以上です。 使側委員の吉野です。 私のほうは、今までと重なるところもありますけれども、中小企業団体中央会が考えていることを述べさせていただきたいと思います。 私どもは全国約3万の中小企業の組合長で毎年全国大会を開催しまして直面している数々の課題に対して一緒に連携して解決することを新たにしていますが、それと同時に地域経済を支えていくための施策について国等に対して重要な決議を毎年採択して、要望発案を展開させていただいております。 昨年度は10月に宮城県で開催され、全国から中小企業団体の使用者約2,000名が結集し、適切な最低賃金の設定と働きやすい環境整備というものを決議に盛り込んでおりまして、具体的には次の3点で決議をしております。 一つ目は、最低賃金の議論だけ行うのではなく、経済の好循環実現のための適正な最低賃金制度の在り方について、労使ともに納得できる合理的な議論により検討すること。 二つ目。中小企業は人出不足のほか原材料費やエネルギー価格の高騰による収益の悪化や価格転嫁が進まないという状況が依然として続いています。 中小企業の経営実態や地域の実情を踏まえた納得感のある最低賃金審議をおこなうこと。 三つ目として、標準生計費など地域間の差異が生じている現状下では全国一律の最低賃金制度では時期尚早であり行わないこと。 また、特定最低賃金につきましては、現在の地域別最低賃金に屋上屋を架すようなものであり廃止すること、というところを要望として決議して要望しております。 地域別最低賃金の継続的かつ大幅な引上げによって、地域によっては特定最低賃金との逆転現象が起こっており、その差額も拡大しつつあります。 地域別最低賃金は、賃金に関するセーフティネット機能を十分に果た
------	--

	しており、地域別最低賃金に屋上屋を架すという特定最低賃金は早急に廃止するべきというのが中央会としての考え方です。 それが今月9月19日に沖縄で開催される九州大会におきましても、地域別最低賃金については法が定める3要素に基づいて明確な根拠を元に納得感のある水準を決定すべきであり、特定最低賃金については早急に廃止し地域別最低賃金に一本化することを決議に盛り込んでおりまして、同様の決議を10月に福井県で開催する全国大会でも決議案として盛り込まれる予定となっております。 以上、すでに役割を終えたと考えます特定最低賃金審議には応じられないというのが中央会としての立場でございます。以上です。
深浦会長	はい。ありがとうございました。 その他の委員から何かございますか。
種村委員	吉野委員の発言を聞きましたけれども、中央会の考え方を述べられただけなんだろうが、吉野委員はこの審議の必要性以前に、特定最低賃金が必要ないという前提でそこにお座りということでしょうか。
吉野委員	今となりますとは、特定最低賃金を地域別最低賃金が上回っている状況にあって、地域別最低賃金のセーフティネットとして十分果たしていると思いますので、今となつてはやっぱり終えているんじゃないかと考えています。
深浦会長	お話いただいた部分と重なる分もございますけれども、もう一回まとめておきますと、労側の方からは例えば組合の企業内賃金が、ここ最近の賃上げの流れの中で少しずつ上がっているの、そういった流れを未組織の労働者であるとか、あるいは未熟練、あるいは一般事務の方とか、幅広く賃金上昇の流れを作るきっかけに特定最低賃金になる、ということになります。 また3業種は、主要産業として他産業より重要性は高い、そういった産業の中にふさわしいような賃金、あるいは公正競争を維持・拡大していくという役割が非常に大きい。 それから、前回なかった議論としては、特定最低賃金と地域別最低賃金は役割が違うということは確か、しかし役割違って地域別最低賃金のほうが高くなっているわけですけど、そもそも役割が違うから地域別最低賃金が高いからといってそれをやらないという理由にはならないんじゃないかという、おそらくそういったご主張であったと思います。 使側のご意見は前回と同じだと思います。

	基本的には、地域別最低賃金が大きく上回っているということで特定賃金最低賃金自体の役割は終わっているんじゃないか。 それからこの3業種に関して言うと、実態として非常に高い賃金が払われているというところに目を向けて、産業の躍動感を拡大していった方がいいのではないかとということでした。 まとめますと、労働者側は協議をしたい。それから、使用者側は必要性はないということ。 それから、公益委員のほうの考えはどうかというのがございましたけれども、これについてはこのあたりで個別協議を少なくとも1回はしていただきたいので、その場でお答えをするということで取り扱いさせていただきます。 それでは、まず労側委員の方と協議をいたしますので、使用者側は恐れ入りますが別室でしばらくお待ちください。 事務局は、報道各社の方々に关しましてのご案内をお願いします。
池田指導官	これからは個別協議で非公開となりますので、報道各社、傍聴の皆様は控室への移動をお願いしたいと思います。 また、三者協議が再開される場合は改めてご案内いたしますので、この会場にお戻りいただければと思います。
使用者側委員	<退室> これより 公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。
労働者側委員	<個別協議終了、全体協議を再開> <入室>
深浦会長	お待たせしました。 それでは、全体の審議を再開いたします。 ただいまそれぞれ1回ずつ個別協議をさせていただきましたけれども、基本的に労使とも先ほどの全体会の場でのご意見、ご主張に特に変化はございませんでした。

	従いまして、当審議会としては改正決定の必要性の有無につきましては全会一致には至らなかったということで、結論として「長崎県特定最低賃金に係る3業種の最低賃金の改正決定の必要性有無については必要性ありとの結論には達しなかった。」ということで、決めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
各委員	<異議なし>
深浦会長	それではこの内容「必要性有りとの結論に達しなかった。」ということで、長崎労働局長に答申を行うことにいたしますので、事務局の方で、「答申文」の準備をお願いします。
	<各委員及び傍聴人へ答申（案）を配付>
深浦会長	「改正決定の必要性有りとの結論に達しなかった。」ということで、3業種それぞれ答申（案）をご覧ください。 それではお手元に配りました答申（案）で長崎労働局長に対し答申することにいたします。
山本室長	それでは、答申を行っていただきますので、会長並びに局長は中央へお願いいたします。
	<会長及び局長中央へ>
	<会長が答申を読み上げ>
深浦会長	それでは、答申いたします。 当審議会は、令和6年8月1日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」ので、答申いたします。 以下、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、並びに「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正決定についても、同様でございます。
	<会長より局長へ答申文を手交>

深浦会長	それでは、倉永労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくをお願いいたします。
倉永局長	本日は、「令和6年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問」及び「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、それぞれ答申をいただきました。 深浦会長はじめ委員の皆様方には、慎重かつ丁寧なご審議を賜り、改めて厚く感謝申し上げます。 本日の答申を受けまして、「長崎県最低賃金」につきましては、最短の法定発効日である10月12日に向けて、官報公示等、所要の事務手続きを進めるとともに、履行の確保のため、改正額の周知を行っていきたいと思っております。 また持続的・構造的な賃上げには、特に中小・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、ご指摘もいただきました中小企業支援のための各種助成金制度の利用促進等について、令和7年度予算の概算要求の内容も踏まえつつ、周知・広報を積極的に実施してまいります。 委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言など、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 本日は、誠にありがとうございました。
深浦会長	以上をもちまして、本日の議題は終了しましたけども、最後に、私から一言ご挨拶を申し上げます。 地域別最低賃金に始まって、本日の議論まで、委員の皆様方にはいろいろご協力を賜りました。改めて感謝申し上げます。 また、審議の中で、労使双方からいろいろ意見等を賜りました。 今後の審議会の運営の中で反映できるものは反映させていって、また、来年度以降の円滑な審議につなげていきたいと思っております。 誠にありがとうございました。 なお、本日の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 では、これをもって、審議会を閉会といたします。 お疲れさまでした。